

平成28年度第13回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年2月24日（金）

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 お待たせいたしました。これから始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第13回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催したいと思います。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づきまして、本評価委員会は公開ということで行わせていただきたいと思います。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日の議題でございますけれども、会議次第でございますとおり、議題1といたしまして「有明体操競技場について」「評価書案に係る意見聴取」でございます。

議事2といたしまして、先日、意見聴取させていただきました海の森クロスカントリーコースにつきまして、都民意見の募集が終了し、いただいた御意見につきましての見解を取りまとめた意見見解書が公表されておりますので、その御報告をさせていただきます。その後、項目別審議と御意見の取りまとめをお願いしたいと存じます。

それでは、ここからは、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柳会長 早速、議事に従って進めてまいります。

議事「1 有明体操競技場について」「評価書案に係る意見聴取」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 2月14日に、アセスメントの実施者であります、オリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛てに有明体操競技場の評価書案の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会ですと、いわゆる諮問に該当するものでございます。

意見聴取の文を読み上げさせていただきます。

平成29年2月24日

東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境局長
遠藤 雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」(25環都環第505号 環境局長決定)の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）

以上でございます。

それでは、有明体操競技場評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明いたします。

なお、評価書案の審議につきましては次回以降の委員会でお見せしたいと存じますので、よろしくお見せいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、有明体操競技場の評価書案についてでございますけれども、まずお手元の評価書案の3ページをご覧くださいませもよろしいでしょうか。

有明体操競技場は、東京2020オリンピック競技大会の体操と東京2020パラリンピック競技大会のボッチャの会場として利用される計画となっております。

また、大会後は本体建物を東京都が引き取りまして、展示場として10年程度活用する予定でございます。

3ページの表4-1に記載のとおり、有明体操競技場の大会時の計画地面積は約97,500m²となっており、工事予定期間につきましては平成29年度～平成31年度の予定でございます。

下のほうでございますけれども、表4-2のとおり、後利用時の計画地面積については、本体建物建築敷地面積として約36,500m²となっております。

次に、13ページをご覧ください。こちらに、計画地周辺の航空写真をお示ししております。大会時の計画地は、赤い点線で囲んだ部分となっており、青い点線で囲んだ部分が後利用時の本体建物建築敷地となっております。昨年、御審議いただいた有明アリーナの西側に位置しております。

続いて、18ページのイメージ図をご覧ください。体操競技場となる本体建物がほぼ中央やや左側にございまして、図の中で競技場の右側の敷地は、運営などのために必要なスペースとなりまして、競技場の左側には、選手がウォームアップを行うウォームアップ棟がございます。本体建物の北側の部分、この図では手前の部分に相当しますが、本体建物の掘削土を利用した緩やかなスロープとなるアプローチスロープが配置されます。

なお、本評価書案については、平成29年2月14日から平成29年3月30日までの期間で都民の方々の御意見の募集を行っているところでございます。

詳細について、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の内容について御説明させていただきます。

評価書案の15ページから、「7.2.4 事業の基本計画」を記載してございます。

16、17ページのほうでご覧いただければと思いますが、まず、16ページが大会時の配置計画、17ページが後利用時の配置計画になってございます。

まず、大会時でございますけれども、体操競技場のメインの会場となる本体建物の隣に、ウォームアップを行うウォームアップ棟と、本体建物の北側のほうに本体建物の工事中の掘削土を利用した緩やかなスロープとなるアプローチスロープを配置いたします。

17ページの後利用時のほうなのですけれども、まず、ウォームアップ棟とプレハブとかテントの仮設については解体するとともに、本体建物につきましては展示場へと転用改修する計画になってございます。

建物の諸元ですけれども、本体建物につきましては、大会時の延床面積として約36,700m²、後利用時にはそれが28,500m²になります。建物の最高高さといましては、本体建物で約31.0mとなっております。

ウォームアップ棟でございます。こちらは大会時だけになりますけれども、延床面積で約4,200m²、高さ約18.0mぐらいの建築物になってございます。

22ページに「(7) 緑化計画」を示させていただいております。本施設につきましては、一

応、仮設ということなのですから、本体建物につきましては10年ぐらい展示場として活用することもございまして、大会後の後利用時の敷地面積に対して、江東区みどりの条例に基づく緑化基準を満たす緑地を確保する計画となっております。そちらの緑化計画の図面は23ページに示しているとおりでございまして、本体建物の右側のほうに芝生大広場を整備して、本体建物の南側に特別区道江609号という道路がございますけれども、その道路沿いにぎわいロードとして高木等を植栽する計画としてございます。

24ページに「7.2.5 施工計画」を記載してございます。工事といたしましては、全体工期として29カ月を見込んでおります。

25ページに「(3) 工事用車両」を記載してございますが、次の26ページに工事用車両のルートに記載してございます。メインは、首都高速湾岸線や一般国道357号（湾岸道路）を利用する計画として、敷地の3方から出入りするような計画となっております。

体操競技場の東側に有明アリーナの敷地が隣接しております。こちらも工事期間としてはかぶってまいりますので、体操競技場と有明アリーナの工事用車両を合算した合計として、最大で1日約304台程度の工事用車両が走行する予定となっております。

35ページの「8. 環境影響評価の項目」でございましてけれども、当初、調査計画書の段階では、本会場につきましては仮設という位置づけで考えておりましたので、将来的な開催後の設備等の持続的な稼働というような環境影響要因は想定しておりませんでした。大会後、本体建物につきましては10年程度活用する予定であるために、本体建物についてのみ、設備等の持続的な稼働に伴う環境影響要因を本評価書案では対象としてございます。

その内容が36、37ページに記載してございます。

「大気等」につきましては、工事用車両や建設機械の稼働に伴うものを選定しております。

「水質等」につきましては、公共下水道に放流することになりますので、選定してございません。

「土壌」につきましては、こちらの計画地なのですからけれども平成18年に埋め立てが完了した埋立地になっておりまして、それ以降、有害物質を取り扱う事業所が存在したという履歴はございません。また、汚染された土壌を埋め立てたという経緯もございません。

本施設につきましては、環境確保条例の土地利用の履歴等調査届出書、土壌汚染対策法の土地の形質変更届出書については、既に提出してございます。

「生物の生育・生息基盤」につきましては、開催前及び開催後について選定をしております。

「水循環」につきましても、本施設につきましてもは埋立地であるということと、江東区の雨水流出抑制対策実施要綱に基づきまして雨水浸透対策を実施するため、影響はないと考えております。

「生物・生態系」と「緑」につきましてもは、開催前と開催後を選定してございます。

「騒音・振動」につきましてもは、工事用車両の走行と建設機械の稼働に係るものを選定してございます。

「日影」につきましてもは、計画地の北西から北東側に住居等が存在しないことから、選定してございません。

「景観」につきましてもは、設備の持続的稼働を選定してございます。

「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について、選定してございます。

「史跡・文化財」につきましてもは、平成18年に埋め立てが完了しているところは、現在、未利用地の状況になってございまして、計画地内に現状、史跡・文化財などは存在してございません。また、埋立地ということもありまして、埋蔵文化財包蔵地についても存在してございません。

「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」につきましてもは、選定してしております。

「土地利用」でございすけれども、こちらは現状、未利用地ということもございすので、設備の持続的稼働のところで選定してしております。

「地域分断」につきましてもは、現状、未利用地ということで立ち入りが規制されているエリアでございすので、現状で生活動線となるようなものは存在してございません。

「移転」につきましても、未利用地でございすので、移転は生じないということございす。

「安全」と「消防・防災」については、設備の持続的稼働について選定してございます。

「交通渋滞」は、工事用車両に伴うものについて選定してございます。

「公共交通へのアクセシビリティ」につきましてもは、工事用車両の走行によりアクセス性に影響を及ぼすと考えられるような既存施設等が存在しないということで、選定してございません。

「交通安全」につきましてもは、工事用車両に伴う影響について選定してございます。

以上のような環境影響評価項目につきましても、予測評価をした結果を御説明してまいります。

41ページから「9.1 大気等」でございます。まず、77ページをご覧くださいませでしょうか。工事用車両の走行ルートを示しております、このうちのNo.1で予測評価を行っております。

その結果でございますけれども、93ページになります。こちらに二酸化窒素、浮遊粒子状物質についてそれぞれ予測をした結果を示してございまして、二酸化窒素で、断面の値として0.049ppmというところで、評価の指標としました環境基準を満足する結果になってございます。それから、浮遊粒子状物質につきましては、0.051ということで、こちらも満足する結果になってございます。この結果につきましては、有明体操競技場と近接する有明アリーナの車両を合算した値になってございます。

94ページは「2) 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度」でございます。二酸化窒素につきましては敷地境界で0.053ppm、浮遊粒子状物質で0.052ということで、こちらも評価の指標を満足する結果になってございます。

95ページからは「9.2 生物の生育・生息基盤」でございます。まず、106ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが現況の現存植生を示してございます。計画地（大会時）の中をご覧くださいと、主に多いのが8番のセイタカアワダチソウ群落、12番のヨシ群落、21番のチガヤ群落となっております。あとは、白抜きになってございますけれども、32番の人工裸地が広がっているような感じでございます。埋め立て以降、自然遷移してきているような植生になってございます。

「(2) 評価の結果」でございますけれども、109ページになります。事業の実施に当たりましては、後利用時の本体建物敷地には、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としてございます。それから、計画地の南側のにぎわいロードには、高木を列植する計画としてございます。

現状、そういった草本群落しかないようなところでございますけれども、そこにこのような緑化を行うということもありますので、植栽樹の生育に伴う落葉等によって、新たな土壤動物等の生息環境や植物の生育基盤が創出され、生物の生育・生息基盤が形成されると考えてございます。

111ページが「9.3 生物・生態系」でございます。こちらも「(2) 評価の結果」が145ページになります。先ほど申し上げたとおり、現状、草本群落が成立してございますけれども、こちらは埋め立て後の造成地に自然繁茂したものでございます。

事業の実施に当たりましては、緑地を確保する計画ということと、計画地の東側には芝生

大広場を整備するほか、計画地の南側にも高木を列植する計画としてございまして、現状の草本だけの群落から、より多様な動植物の生育・生息環境が創出されると考えてございます。

147ページからが「9.4 緑」でございまして、「(2) 評価の結果」が152ページになってございます。緑の現状といたしましては、樹木は、本当にごくわずかなのですけれども、15m²ぐらいには樹木が自然遷移で存在しているのです。そちらのところについてはなくなってしまふのですけれども、それ以上の緑地を確保する計画としてございまして。

特に、計画地東側には芝生大広場、計画地の西側には木陰の下で休息できるベンチスペースや人がたまることのできるにぎわい広場を整備する計画としてございまして、現状、未利用地である計画地内に近隣住民の方々の新たな憩いの場を創出する計画になっていると考えてございます。

153ページからが「9.5 騒音・振動」でございまして。168ページに、騒音・振動の予測地点を示してございます。こちらは、先ほどの大気等と同様の断面で予測評価を行ってございまして。

「(2) 評価の結果」でございましてけれども、181ページにあります。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音といたしましては、将来交通量の騒音レベルといたしまして66dBということで、環境基準を下回ってございます。道路交通振動につきましては42dBということで、こちら指標を満足している結果になってございます。こちらの騒音と振動につきましても、有明アリーナの工事用車両と合算した条件でやっております。

建設機械の稼働に伴う騒音・振動でございまして、戻っていただきまして178、179ページに示してございます。敷地境界で最大となる騒音レベルといたしましては、178ページのところで76dB、建設作業振動といたしましては179ページのところで56dBと、いずれも計画地の南側の敷地境界のところで出ていますけれども、いずれも基準を満足している結果でございまして。

183ページからが「9.6 景観」でございまして。

184ページに、景観のフォトモンタージュを作成するための現況の写真撮影地点を示してございまして、体操競技場の東側、西側から現況の写真撮影を行ってございます。

フォトモンタージュの結果は193ページになりまして、そちらが東側の地点、有明アリーナ側の地点から撮影したものになりまして、手前側に有明アリーナ、その奥に体操競技場の施設が少し見える状況でございまして。

194ページが、西側の有明テニスの森駅から撮影したものになりまして、現況、未利用地の

ところに計画建築物が視認できるという状況でございます。

続いて、緑視率の予測結果が196、197ページにございまして、現況、未利用地として余り緑がないようなところ、それから今後できる施設についても緑化計画で緑を植栽することもございまして、緑視率の変化の程度といたしましては、ほとんど現況と将来で変わらないという結果になってございます。

「(2) 評価の結果」でございしますが、198ページに、まず「(1) 評価の指標」を示してございます。眺望景観につきましては、計画地が景観形成特別地区になってございますので、「東京都景観計画」の「臨海景観基本軸」で挙げられている景観形成の方針である「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」、「都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」、「水辺景観形成特別地区」で挙げられている景観形成の方針であります「水際や水上からの視点に配慮し、水辺を生かした景観形成」を評価の指標といたしました。

眺望景観の評価の結果につきましては、199ページに記載してございます。計画建築物の向きにつきましては、水辺空間に正面を向けた配置としてございまして、水辺への景観、計画地における良好な印象の形成を意識した配置としてございます。計画地の南側のにぎわいロードには高木の列植を行って、南面の外壁にツダ類などの登はん性の緑化を施すほか、計画地東側には芝生大広場などまとまった緑地を整備し、周辺環境との調和を図ってまいります。低層部の外装には、目隠しスクリーンなどを用いて周辺景観に配慮する計画としてございます。これらを行うことによって、評価の指標としております水辺景観等につきましては満足するような計画になっていると考えてございます。

201ページからは「9.7 自然との触れ合い活動の場」でございまして、204ページに、計画地の周辺の触れ合い活動の場の分布を示してございます。計画地に近接するものは余りないのですが、周辺に主に公園のようなものが点在している状況でございまして、

「(2) 評価の結果」でございすけれども、214ページでございまして、まず「(1) 触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」でございまして、現状、計画地は未利用地でございまして、計画地内に触れ合い活動の場は存在してございませぬので、消滅するようなものはございませぬ。事業の実施によりまして、大会後の後利用時には計画地東側に芝生大広場を整備するほか、計画地の西側にはベンチスペースなどのにぎわい広場を整備する計画としてございまして、計画地に新たな触れ合い活動の場が創出されると考えてございまして、

「(2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」でございまして、現状の触れ合い活動につきましては、申し上げたとおり新たなスペースができますので、より充実すると考えてお

りまして、事業の実施により自然との触れ合い活動が促進されると考えてございます。

「3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」でございますけれども、工事用車両の走行につきましては、全て歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されておりますので、一般歩行者の通行は現状と変化しないだろうと考えてございます。

217ページからが「9.8 歩行者空間の快適性」でございます。

226ページに、快適性の程度を予測した地点を示してございまして、周辺の駅からのアクセス経路上の2地点で予測をしております。

「(2) 評価の結果」でございますけれども、229ページでございます。「2) 歩行者が感じる快適性の程度」につきましては、暑さ指数というもので予測評価をしております。予測地点上での暑さ指数につきましては、日陰では29度程度になりまして、暑さ指数という指標でいうところの熱中症が起こりやすいものでいうと「嚴重警戒」レベルとなります。日陰のない直射日光下では、これが最大32度になりまして、今度は「危険」レベルとなっております。いずれにしても、現況でもやはり暑い状況になっているということでございます。

そのため、都といたしましても、アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図り、都道の快適性を向上するため、大会会場周辺の既存街路樹について、樹形を大きく仕立てる剪定等を計画的に実施していく計画としてございます。

231ページからが「9.9 水利用」でございます。

「(2) 評価の結果」が238ページにございます。本施設につきましては、恒久的な利用を予定している施設ではございません。10年程度活用する施設でございますので、現時点では雨水利用ですとか循環水(中水)利用の計画はございません。ただ、トイレの手洗いセンサーですとか節水型のトイレなど、一般的な節水対策機器の使用を予定していることと、後利用時の利用者に対しても節水を周知するなど、水使用量の削減を図る計画としてございます。

239ページからが「9.10 廃棄物」でございます。

「(2) 評価の結果」は258ページでございます。まず「(1) 評価の指標」でございますけれども、建設中の廃棄物につきましては「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の目標値としてございます。

「(2) 評価の結果」の1)の「ア. 建設発生土の発生量」でございますけれども、発生土につきましては、全量を他会場の工事もしくは現場内で利用する計画としてございます。

「イ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量」につきましても、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値のリサイクル率を満足する計画としてございます。

「2) 施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」でございますけれども、こちらは当然ながら法令に基づきまして、分別回収や適切な処理・処分を行う計画としてございます。

259ページからが「9.11 エコマテリアル」でございます。

273ページに、ミティゲーション、評価の結果を記載してございます。

まず「9.11.3 ミティゲーション」でございますけれども、今回の有明体操競技場を整備する主体が大会組織委員会でございます。大会組織委員会については、木材調達に当たりましては「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を策定してございますので、本工事につきましても、その調達基準に基づく木材調達を行う計画としてございます。

「9.11.4 評価」でございますけれども、そのような木材調達のほか「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」等に基づきまして、建設資材等の環境物品を調達する計画でございます。

275ページからが「9.12 温室効果ガス」でございます。

「(2) 評価の結果」が290ページになります。まず「(1) 評価の指標」でございますけれども、指標といたしましては「東京都★省エネカルテ」から用いました平成26年度の実績平均値が平米当たり78.8kg-CO₂になってございますが、それとの比較を行ってございます。

「(2) 評価の結果」ですけれども、排出量の原単位といたしましては72.5kg-CO₂ということで、その評価の指標を下回っている状況でございます。実際に、計画施設では、高効率型の照明器具ですとか空調の自動制御整備、自然採光や自然通風の利用など、対策を行う予定でございまして、結果としてCASBEEのSランク、「東京都建築物環境計画書制度」における最高ランクの評価段階3を目指す計画にしてございます。

291ページからが「9.13 エネルギー」でございますけれども、温室効果ガスと同様でございます。

301ページからが「9.14 土地利用」になります。「(2) 評価の結果」といたしましては、310ページにございます。事業の実施に伴いましては、現状、未利用地となっているところが将来的には展示場等に変更になるということでございます。

大会後は、整備した建物を生かして展示場として10年程度活用する予定であるということと、オリンピックレガシーを生かして、東京の新たな産業振興や地域のにぎわいに貢献すると考えてございます。それから、計画地内に宅地内広場や南北通路を整備することで、北側のほうに有明親水公園（仮称）というものが整備される予定になってございますけれども、

そういった公園と一体となった魅力ある親水空間を形成し、有明地区のまちづくりに寄与すると考えてございます。

そういったことから、上位計画等との整合が図られているのかなと考えております。

311ページから「9.15 安全」でございます。「(2) 評価の結果」が、337ページになります。

まず「1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度」になりますけれども、非常用発電を導入する計画としてございますけれども、その燃料タンクにつきましては地下埋設とすることから、安全性は高いと考えてございます。

「2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度」につきましては、施設内につきましてはユニバーサル計画を踏まえた計画としてございます。それから、周辺道路につきましても、都としてもバリアフリー化を完了する計画としています。「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」も踏まえた整備を行う計画にしております。

「3) 電力供給の安定度」でございますけれども、本線・予備電源の2回線を引き込む計画としてございまして、それから非常用発電を設置する計画としてございます。

339ページから「9.16 消防・防災」でございます。「(2) 評価の結果」が、361ページになります。

まず「1) 耐震性の程度」でございますけれども、こちらは構造設計指針に基づきまして、不特定多数のものが利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計としてございます。

「2) 津波対策の程度」でございますけれども、現状、東京都で整備している防潮堤が、もう整備済みでございまして、その防潮堤の高さ以上とすることで、高潮・津波に対する安全性は確保されていると考えてございます。

「3) 防火性の程度」につきましては、建築基準法や消防法等の法令に基づきまして、耐火建築物、防火対象物としての基準を満足する計画としてございます。

363ページから「9.17 交通渋滞」でございます。

366ページに、工事用車両の台数を「(5) 予測結果」として示してございまして、将来基礎交通量としては16,000台程度、そこに工事用車両といたしましては体操競技場と有明アリーナ両方を入れて245台程度の工事用車両が走行する計画でございます。

367ページに「9.17.4 評価」を記載してございますけれども、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路を工事用車両ルートとしては利用する計画でございます。

工事工程の平準化、出入り口への交通整理員の配置、市街地での待機や違法駐車禁止の徹底等を行います。それから、有明北地区において予定されているほかの会場等もございませので、そういった建築物の状況も十分把握することで、なるべく車両の通行に支障を与えないような配慮を行っていく計画でございます。

369ページから「9.18 交通安全」でございます。

378ページに、工事用車両の走行ルートと、周辺で配慮が必要な施設あるいは通学路を重ね合わせた図面を示してございます。

「(2) 評価の結果」といたしましては、こちらの図面を見ながらお聞きいただければと思います。

まず、「9.18.3 ミティゲーション」といたしまして、特別区道江615号、616号という緑色で示したところが、道路上に通学路が現状ございます。工事用車両につきましては、通学路を走行しないという計画にしております。

工事用車両の走行ルートと通学路が交差する交差点といたしまして、東側の「かえつ学園西交差点」と西側に「有明コロシアム東交差点」がございます。こちらの2カ所の交差点につきましては、信号と横断歩道が整備されている状況でございます。

計画地に入出入りする工事用車両のうち、東側の有明通りの計画地南側から「かえつ学園西交差点」のほうに向けてなのですけれども、小学校、中学校があるということもございまして、こちらの通路につきましては、通学時間帯の登校時間である7時30分～8時30分についても工事用車両については走行させないという計画にしております。

当然ながら、交通整理員の配置ですとか、安全走行の徹底をすることをいたしまして、評価といたしまして、既に現状でマウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されている状況でございますので、当然ながらその状況も変わらないし、ミティゲーションを実施するというので、安全性につきましては満足できるのかなと考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本格的な審議は次回以降でありますけれども、特に本日確認しておきたいことがありましたら、お伺いします。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 一つ事務局に確認したいのですが、途中で跡地計画があつて、跡地計画も途中までで、さらに変更するということなのですが、このアセスでどこまでやるかという話が一

つポイントになると思うのです。

細かいところは見ていませんが、実際に見てみると、多分、植栽の話については跡地利用のところまで踏み込んで評価を行っていて、そのほかの部分、全部、跡地利用のところはやっていないのだろう。その辺に少しずれが出てきているのではないだろうか。

大気とか騒音などは、もう一回壊すとかという話については量が少ないから、一番活動の高いところはこのときでいいので結果は変わらないだろうと思いますし、それはそれで、結果にはほとんど影響しないと思いますけれども、例えば、廃棄物ということになると、トレーニングセンターを壊すと、またそこで廃棄物が出てくる。評価の結果は変わらないだろうけれども、どこまでやるかということを少し整理しておいたほうがいい。

さらに細かく言うと、10年後、終わった後どうするのか。これはもう計画がないから、そこまでは全く評価できないと思いますが、どこまでやるのかということを少し考え方として整理しておく必要がある。

これは、必ず全部合わせなければいけないことでもないと思いますが、そこら辺が、ぱっと見たときに気になってしまったのです。

結果は、多分ほとんど変わらない評価になるのだろうけれども、具体的な予測、例えば廃棄物の量などは少し変わってくる可能性がある。そこら辺は、どのように整理していましたか。

オリンピック村も、後で利用しますね。大きな建物としては変わらないけれども、その中の内装をいろいろいじったりするとまた廃棄物が出てくるとか、そのようなところをどのように整理するのかなということが、ちょっと話を聞いていて、考え方を整理しておかなければいけないと思ったものですから、まず事務局のほうにお聞きしたい。

○川道オリパラアセスメント担当課長 まず、35ページをご覧くださいませでしょうか。予測評価の評価項目というか、今回の図書のアセスの対象範囲の考え方です。今回、有明体操競技場は、仮設とはいっても大会後10年使う本体部分、長方形の大きいものと、そこにすりつくマウントアップだったりウォーミングアップコートだったりという、大会が終わると撤去する仮設部分と、いわゆる2つの大きなもので構成されているのです。

そのうち、ウォーミングアップコートとかマウントアップで大きな本体にすりつくアプローチの部分については、大規模な仮設の扱いになるのですけれども、35ページの真ん中の文字がいっぱい書いてあるところの4行目、「また、東京2020大会の開催中における大会の運営等、開催後における仮設施設の撤去計画についても、現時点では具体的な計画は未定である」

となっているのです。多分オーバーレイといわれている大会用のもう少し軽い仮設とあわせて解体することになるのですけれども、ウォーミングアップコートとかの解体についての具体的な計画が今のところ未定なのです。大会のための軽い仮設の工事は、これまでも同じなのですけれども、仮設の工事のアセスは必要に応じて別途やとなっているのですけれども、その中でこのウォーミングアップコート等、後利用に使わない大き目の仮設の解体も見ることになるかと思えます。

ただ、そのこのところまであらかじめ盛り込んでおけばいいのでしょうかけれども、その諸元が分からない中でそれを待っていると、もう本体工事に入ってしまうので間に合わないもので、とりあえずは大会後にも残る仮設、大会後には壊すウォーミングアップコート等の仮設も含めた建設の部分の影響を開催前の段階でまず見ます。あとは、確実に分かっていることは、大会後に10年間使うといわれている後利用の部分も見ますということになっているので、そういう整理になっています。

○中杉委員 要は、ここの委員会で評価することは、後利用のところまで入るのだと。入るのだけれども、計画の熟度がないからその分は今回、評価をしなかったという整理なのか。それが入るか入らないか。そのこのところを整理していただければいいのだらうと思うのです。

やはり、それはきっちりしておかないと、ほかのところについても考えるときにいろいろ出てくる。確かに、計画の熟度が高くないからやらないということは、後でやりますということは馬事公苑の部分についてもありましたが、そのようなものだという理解なのか、後のところはやらないという理解なのか。そこを整理しておかないといけないという意味でお尋ねしたのです。

○川道オリパラアセスメント担当課長 御質問に対してお答えしなかったのが、後利用の話なのですけれども、今回、対象にしています施設の持続的稼働というのは大会が終わった後の影響の話なのですけれども、例えば恒久施設で今後残っていく施設について、これまで近いところで有明アリーナとかがありますけれども、こういうものについては2023年、大会が終わった後3年後の時点に、後利用で残る施設の、例えば電気代がどうか温室効果ガスがどうということをフォローアップする予定であります。

今回の有明体操競技場の後利用部分は、2023年時点に残っている部分を対象にフォローアップをするつもりですので、設備の持続的稼働は2020年～2023年ぐらいの時点で残っているものを対象にやりますということになります。ですので、それまでに解体するものについては、仮設とかで撤去するところでアセスメントするのです。まだやっていないので分からな

いのですけれども、極めて軽微である場合には、これこれこういう感じで軽微なので、アセスメントの図書にして予測評価まではしないでおこうと思いますけれどもよろしいですかみたいな形で、御相談する形になるのかもしれないです。

今のところは計画が定まっていないので、未定ということでございます。

○中杉委員　そういう考え方だということで、どこかにきっちり整理をしておいていただければいいのだろうと思います。

○柳会長　ありがとうございました。

中杉委員が指摘されたように、現在の指針では、フォローアップ調査はあくまでも実施段階で予測評価した項目に限定してフォローアップするというつくりになっていますので、その段階でやらなかったものを後利用という形でやるのだということは、指針以外にもちゃんと一筆とおかないと、全く触れない可能性がありますので、それはある一定の時期になったら、ある程度、熟度が高まった時期にちゃんと議題として挙げていただいて、どうするかをこの場で議論させていただくという整理にさせていただければありがたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

秋田委員、どうぞ。

○秋田委員　今の中杉委員と少し似ているのですけれども、16、17ページに対象地があるのですが、大会時は対象地がアプローチスペースとかまで含めているのですけれども、大会後、後利用の場合は本体建物周辺だけになっている。

例えば、このアプローチスペースとかバックスペースとかをどの時点のアセスの対象にするのか判断が難しく、例えば先ほどおっしゃっていたように、アプローチスペースの部分は本体建物の建設残土なども使って傾斜をつくるということなのですが、それに対して後利用では、切り離れて、本体建物だけ評価対象としているのですけれども、実際、建設残土を使っているのであればこのアプローチスペースも残るだろうと思われるので、そのあたりをどのように評価していいのかというところが、ちょっと土地利用の面からも非常に迷いがあるというか、判断がつかないところがありました、

また、公園になるという表記があったのですけれども、それがこのアプローチスペースあたりなのかなと思うのですが、それも判断できなくて、なかなか評価が難しいと思います。

あわせて、例えば226ページに、歩行者空間の主要歩行者動線があるのですけれども、例えばこの茶色の主要歩行者動線は、先ほど言っていた整備されるアプローチスペースを使わな

い動線になっているのです。これは後利用のことを想定しているのか、それとも大会のときの利用を想定しているのか、ちょっと判断がつかなくて、中杉委員と同じなのですが、どの時点の評価なのかということをもう少し整理していただいたほうが、評価しやすいかなと思いました。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 まず、最後の226ページの歩行者空間のほうに御回答いたします。

こちらは、明確に後利用時を想定した予測評価をしてございます。225ページに予測の対象地点という記載がございます。そちらで大会開催後と記載をしてございます

○秋田委員 大会時の歩行者動線はどれでしたか。

○オリパラ準備局 大会時の歩行者動線につきましては、まだ現在検討中ということもございます。大会開催中の予測評価につきましては、現段階なかなかまだ計画が固まっていないこともありまして、本評価書案の中では扱っていないということでございます。

○秋田委員 分かりました。これは後だけということですね。了解しました。

あと、対象敷地に関して、何かございますか。

○オリパラ準備局 16、17ページでございます。今回、大会後の時点での予測をしているものにつきましては、17ページで示している青い点線の後利用時本体建物敷地を対象にしております。

16ページの大会時のものにつきましては、実際、これをつくるというような工事のものにつきましては赤点線の範囲のものを含んでいるのですけれども、先ほど中杉委員からもありましたけれども、これが撤去されることについてはどうなのかといったところだと思うのですけれども、現状、まだ撤去する計画のほうがなかなかないので、今回、撤去するところについては見ていないという内容になっております。

○秋田委員 分かりました。

先ほど申し上げたように、盛り土をしているのであったらアプローチスペースは残るだろうと思うので、別々に評価するのも何となく違和感があったのです。でも、それは切り離すということですね。

○川道オリパラアセスメント担当課長 補足で説明させていただきます。

結構、新しく委員になっていただいた方と以前からお願いしている方とで、こなれた感の程度が違うと思うので、まず、アセスの対象になる、ならないの話を、もう一度確認だけさせていただきます。

36、37ページをご覧ください。もう、以前から御説明しているものの繰り返しになるのですけれども、アセスメントの図書、評価書案は、オリンピックの大会の計画が結構五月雨でといいますか、考えながら走っているところがございまして、どうしても計画の熟度が低い。例えば大会の直前に工事をする仮設物であったりとか、大会開催中のオペレーションも含めたいろいろな計画が未定であるということで、分かっていることはこれから建てる大きな工事の部分だけで、みたいなことを予測評価したりするものですから、結構、分冊で予測評価をすることが多うございます。

その辺を分かりやすく示すために、36、37ページのように、今回の図書で対象にしているのは、白い網がかかっていないところのうち○がついているところが予測評価項目ですと。それから先ほど、大会開催中がよく分からないというお話があったり、大会開催後をどこまで含めるのか分からないという話があったかと思うのですけれども、この薄い網かけになっているものについては、本来であればやろうかなと思っているのだけれども、諸元が固まっていないので後に送っている項目であると御理解いただければと思います。

ただ、諸元が固まった段階で、極めて影響が軽微であろう場合には、選定しないことも含めて、そういうことをお諮りすることになるかもしれません。

濃い網かけについては、個別の施設ごとではなくて、もう少し全体的な広域な中でアセスをしていこうと考えているものということになります。ですので、大会中については全部網がかかっておりますので、先送りしているものとご覧いただければと思います。

今、お話いただいた土地利用のことなのですけれども、大会開催中は、いわゆる有明の運河沿いの一番海沿いの区画についても、当然、今オリンピックをやろうと体操競技場が建つ区画についても、港湾局の土地利用の計画ですとか、あるいは江東区のまちづくりの計画といったもので中長期的な都市づくりの観点での位置づけは既にございます。それに大きく反しない形で、東京都の大会についても位置づけられているところでございます。大会が終わった後の例えばアプローチスロープなどの部分については、オリンピック施設ではない、いわゆる都市計画に基づいた開発が今後なされていくであろうと思われま。

その辺についても、今回あくまで意見聴取ということで、いろいろ預かった御意見についてのお答えを御用意してございませぬので、これから項目別審議をするまでの間に整理をいたしまして、細かい疑義につきましては、また個別にお答えすることも含めて、御疑問に答えながら審議いただければと考えてございます。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今の秋田委員の指摘に関連してです。

多分そんなことは起こらないと思うけれども、想定の話です。土壤汚染について採用しないというのは、それでよろしいと思うのですが、土壤汚染対策法と環境確保条例で調査をやる。ここは人為的な汚染は多分ないだろう。だけど、埋土材由来の汚染があるかもしれない。

そのときに、それをどのように扱うかという評価でいくと、スロープのところはその現場で使う、上の部分についてはきれいなのでやるということで、問題ないという判断をする可能性があります。

そうしたときに、今度は後地利用のときに、そのスロープを外してどこかへ動かすという話になると、そこが外れてしまうとそれは対象にならなくなる。そこをどうするかは、整理としてはどちらでもいいと思いますけれども、ちょっとそういう問題があるなという感じがいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回は、アプローチ用のスロープとかに使う用の建設発生土、現地で多分、基礎とか地下部分をつくる時に出土をこのスロープ用に使うのでしようけれども、そういったものについて、大会後は当然、少なくとも10年間は地下空間があるものとして残るので埋め戻すわけにはいかないの、どこかに搬出するなり現地で何かしら使うなりすることになると思うのですけれども、その用途については今のところは図書の対象外としていますので、後々の課題になろうかと思えます。

今、いただいた御意見につきましては、一応、今回議事録に残すなりということでお預かりしまして、しかるべきタイミングで問題がないようにしっかりとやっていきたいと思えます。

○柳課長 ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議事2に入りたいと思えます。「海の森クロスカントリーコースについて」です。評価書案に係る意見見解書について、報告をお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 海の森クロスカントリーコースの意見見解書について説明させていただきます。

海の森クロスカントリーコースの評価書案は、昨年12月16日に環境局長に提出するとともに、オリンピック・パラリンピック事務局のホームページで公表いたしました。その後、本年1月25日の評価委員会にてお諮りしまして、意見聴取の手続を開始したところでございます。

また、都民の方々からの意見募集については、評価書案の公表と同時に開始し、12月16日

から1月29日までの45日間で行いまして、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する意見見解書を2月14日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表したところでございます。

お手元に配付している海の森クロスカントリーコースの意見見解書の15ページをご覧ください。

海の森クロスカントリーコースの評価書案に対しまして、「生物・生態系」「緑」などの評価書案で選定した項目のほかにも、「大気等」などの評価書案では選定していない項目についても御意見をいただいております、それぞれに実施者の見解をお示ししておりますけれども、本日は評価書案で選定した項目に対する御意見と実施者の見解について御説明いたします。

まず、15ページの一番下の「4.生物・生態系、緑」に関する御意見ですけれども、生物・生態系の賦存地の復元及び緑地空間の創出に努めることとの御意見をいただいております、これに対する見解でございますが、海の森クロスカントリーコースの整備については、海の森公園（仮称）の整備方針・計画に沿うよう配慮を行う計画となっております。東京2020大会後は、引き続き海の森公園（仮称）として、生物・生態系の賦存地の復元及び緑地空間の創出に努めますという見解をお示ししてございます。

続いて、16ページをご覧ください。1つ目の「5.緑」に関する御意見としては、敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前相談を行った上、緑化計画書を提出されたいとの御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、評価書案で対象とした整備計画については建築物の設置を計画していないことから、「江東区みどりの条例」は適用されません。なお、本評価書では対象としていないものの、今後、諸室（プレハブまたはテント）等の競技関連施設の計画の熟度に応じて、条例等も踏まえ、適切に対応を行う計画としますという見解を示してございます。

以上、海の森クロスカントリーコースの意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ただいまの説明について、何か質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、評価書案の項目別審議に入りたいと思います。

「生物の育成・生息基盤」「生物・生態系」「緑」は、興水委員に検討をしていただいております。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料3をご覧ください。「審議資料」と書かれている

資料でございます。

項目、生態系（生物の成育・生息基盤、生物・生態系、緑）。

担当：興水委員。

意見は2つございます。読み上げさせていただきます。

意見

【生物の成育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 本事業は、都民等の協力により植樹された約2万本の樹木を移植する計画としていることから、樹齢や樹種等に応じた適切な移植を行うとともに移植後の状況についてもフォローアップ調査で報告すること。

【生物の成育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

2 本事業で整備する芝コースは、大会後も海の森公園（仮称）の一部として利用可能な計画としていることから、その内容について具体的に示すこと。

以上の2点でございます。

この2点につきましては、括弧でお示ししてあるとおり、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑共通の意見でございます。項目ごとの個別の意見は今回は付してございません。

意見聴取した際に、クロスカントリーコースの評価書案についての概略を御説明したかと思うのですが、再度、重複して御説明させていただきます。

まず、評価書案の7ページをご覧ください。「7.2.2 地域の概況」というところを、ちょっと長いのですが読み上げさせていただきます。

計画地は、中央防波堤内側埋立地に位置しており、計画地周辺には、中防不燃ごみ処理センター等の廃棄物処理施設が存在する。また、建設発生土を用いた地形造成と、剪定枝葉による堆肥を混合した植栽基盤を整備して植栽を行っており、海の森公園（仮称）として整備が進められている。海の森公園（仮称）は海の森（仮称）構想（平成17年2月東京都港湾審議会答申）を踏まえ、スダジイ、タブノキ、エノキ等24万本の植樹を行ってきた。苗木は、都内小学校と連携してドングリから苗木を育てるほか、都民や企業からの募金等によって購入したものである。また、植樹した苗木の剪定や生育調査、除草・清掃、堆肥づくりのほか、植樹イベントの指導等をボランティア活動の協力によって進められている。海の森については、こういった土地でございます。

もう一回、海の森公園（仮称）の土地の図柄といいますか配置を見ていただきたいので、14ページの航空写真をご覧ください。

海の森公園（仮称）につきましては、平成17年に海の森公園（仮称）の構想が定められまして、それに基づいて、都民の募金あるいは都民等が参加した苗木の植樹等によって整備されたものでございまして、この海の森公園（仮称）の地図の真ん中よりちょっと東側に「全国植樹祭地H8.5植樹」と書いてあるものが一番古くて、その後、平成20年ごろから順次、白の破線で囲われているとおりに植樹が行われてきた土地でございます。

そういう意味で、海の森公園（仮称）自体は比較的新しい公園地でございます、なおかつ未開園、整備中の公園の予定地という位置づけになってございます。

以上のことから、公園なり緑地なりが既に存在していて、それを改変するわけでもないですし、整備中の公園地の中で、まだそれほど木がうっそうとしていない中でオリンピック用に改変をして、改変したものを含めながら公園としてその後も整備を続けるという土地柄であるということでございます。

以上を踏まえまして、まず1点目でございますけれども、今、お話ししたとおり、全部で24万本程度植樹を行ってきているということです。一応、都民等の参加によって植樹をするイベント自体はもう完了しているということなので、新たにそこからまたイベントで植えることはない聞いておりますけれども、そういうもののうち2万本程度を、オリンピック大会のコース整備に伴って、原則、移植するということでございます。

ですので、そういった移植する木につきまして、配慮してください、きちんと根づくようにしてくださいという意見を1点目で述べさせていただきます。

13ページの「(7) 移植計画」に書いてあるのですが、<既存樹木について>ということで、芝コースについては、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなるよう、広場予定地を中心に配置します。それから、既存の樹木については、基本的には海の森公園（仮称）内に移植します。

<芝コースについて>に、芝コースについては、大会後も海の森公園（仮称）の一部として利用可能な計画とするということで書かれてございます。

もう一回14ページに戻っていただきたいのです。海の森公園（仮称）のクロスカントリーのコースは芝地のコースになるのですが、それにつきましては14ページの紫色で囲われている範囲の中をぐるっと回るとなっております。コース自体は明記していないのですが、そういう計画になっておりまして、その結果、移植が必要になりそうな樹木があり、そうなのが、オレンジ色のエリアのどこかということになります。

ということで、基本的には「つどいのくさ原 計画地」「ふれあいの林 計画地」みたい

な、今のところまだ植樹がなされていないところを中心に選定しております、一定の配慮がなされているということです。それを踏まえて、あとは芝のコースは大会後も一部残るといいますので、そういったものについて、どのように海の森公園（仮称）として生かされていくのかみたいなものを具体的に書いていただければということで、意見を述べてございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」について、興水委員、何か補足することはございますか。

○興水委員 事務局から御説明があったとおりなのですが、2件御意見申し上げます。

この意見が出てきた背景をお話しさせていただきたいのです。今、お話がありましたように、昔、廃棄物の埋立処分場で、その上に建設残土で盛り土して、さらにその上に、海の森にしたいということで、都内で発生した街路樹とか公園の剪定枝葉を腐葉土にして、それをさらに載せて、そして森にしていこうという計画が進行中の場所なわけです。そういう意味では、いわばマイナスな場所をゼロにして、さらにそれをプラスにしていこうという壮大な計画が進行している場所なわけでありまして。

今、都民の協力により植樹された2万本の樹木と記載がありましたけれども、一遍に森ができるわけではありませんから、都民の力を借りて森にしていこうという長期の計画が行われているわけです。

これは、ただ植樹されたものが生物的な意味があるだけにとどまらず、将来、森になっていくといいなという都民の気持ちも含まれたイベントが行われてきたわけですから、そういうことに関して、現状の樹木がただ生物的にどうかということを超えて、都民の気持ち、期待をどう実現していくかということも含めて、丁寧なフォローアップが必要だろうということで、1番の意見を申し上げました。1番の意見は、そういう意味も含まれているということでございます。

2番目の意見は、芝コースとありますけれども、芝コースだけのことを言っているわけではなくて、この場所は今、申しましたように、海の森ということで森林公園的なものになっていくわけですから、この場所で行われる競技、クロスカントリーであるとか、あるいは以前ありました水上競技場のこともそうなのですけれども、自然と触れ合いながら行う競技がオリンピック・パラリンピックで行われるということは、大事な意味を持っているだろうと思っております。

そういう意味で、オリンピック後も、こうした自然と触れ合いながらスポーツ競技やオリンピック競技が行われたということの一つのレガシーとして、将来的にどう継承していくかということも大事なので、この芝コースを代表とされるこの施設が将来的にどうなっていくかということも少し具体的に示してくださいということが、この意見の背景にあった私の考え方であります。

ちょっと補足させていただきました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

海の森クロスカントリーコースの項目別審議につきましては以上ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本案件の項目別審議は終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4をご覧ください。

短いので、先ほどの項目別審議の意見と重複しているのですけれども、読み上げさせていただきます。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（海の森クロスカントリーコース）について（意見）

第1 審議経過

本評価委員会では、平成29年1月25日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（海の森クロスカントリーコース）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると

認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】

（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）

①本事業は、都民等の協力により植樹された約2万本の樹木を移植する計画としていることから、樹齢や樹種等に応じた適切な移植を行うとともに移植後の状況についてもフォローアップ調査で報告すること。

②本事業で整備する芝コースは、大会後も海の森公園（仮称）の一部として利用可能な計画としていることから、その内容について具体的に示すこと。

以上でございます。

○柳会長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読しました案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で、意見のかがみを配付してください。

（かがみを配付）

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、ただいま配付いたしましたかがみを読み上げさせていただきます。

28東環評第7号

平成29年2月24日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（海の森クロスカントリーコース）について（意見）

平成28年12月16日付28環総政第849号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

以上でございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

ほかに、何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○臼井施設調整担当課長 オリンピック・パラリンピック事務局の臼井から、一つよろしいでしょうか。

前回の評価委員会で、オリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナの水利用の項目で杉田委員から御質問があった件について、少しお時間をいただきたいと思っております。

前回、杉田委員から、集水面積に対する年間降水量について有明アリーナとオリンピックアクアティクスセンターで大きな差があるが、その根拠はどうなっているかという質問をいただいておりますところでございます。

お手元に、別の資料があるかと思うのです。オリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナの水利用のページがコピーでございますので、それもあわせてご覧いただければと思います。

屋根面積当たりの集水量につきまして、オリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナでは同程度と見込んでいるところでございますが、このため、集水面積の値において差が出てきておりますのは、屋根面積の差があらわれているということになってございます。

次に、水量についてでございますけれども、集水した雨水のうち雑用水として使用する水量を示しておりますが、集水した雨水のうち雑用水槽に貯留し切れず分については余剰排水されることから、水量についての差があらわれているといった状況でございます。

参考ではございますが、気象庁がアメダスデータより、東京の年間降水量は1,600mm程度と想定されておりますので、そのことも補足で御説明させていただきます。

説明については、以上でございます。

○柳会長 ただいまの説明について、何か御質問はございますか。

杉田委員、よろしいでしょうか。

○杉田委員 ありがとうございます。

○柳会長 その他、本日の事務局からの説明につきまして、何か質問等ございますか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時25分閉会)